



大分家庭裁判所
家事係

西影 織衣

Nishikage Ori

平成22年採用

■ 略歴

H22 採用(千葉家裁家裁調査官補)
H24 千葉家裁家裁調査官
H26 大分家裁家裁調査官(現職)

現在の仕事

家事事件は多種多様であり、家裁調査官の仕事も多岐にわたります。

現在の主な仕事は、親権や面会交流(※)等の子どもを巡る紛争について、子どもの気持ちを聴いたり、家庭訪問をして養育状況を調べたりして、調停や審判に活かすことです。必要に応じて、学校や保育園に出向いて子どもの様子を聴取することもあります。

その他、養子縁組や未成年後見人選任、虐待を受けている児童の施設入所承認等の審判事件では、法律要件に関する事実の調査も行っています。

※面会交流…離婚後または別居中に、子どもと一緒に暮らしていない親が子どもと面会等を行うこと。

やりがい

以前、面会交流事件で子どもと面接をした際、子どもが誰にも話したことがない胸の内を涙ながらに語ってくれたことがあります。その内容を父母に伝えたところ、頑なだった父母の態度が軟化し、途絶えていた面会交流が実現しました。

裁判所の児童室で、子どもが満面の笑みで離れて暮らす親と遊んでいる姿を見たときの喜びは、今でも強く胸に残っています。

紛争下にいる子どもの意思や心情をくみ取り、問題解決に結びつけていくことが家裁調査官の仕事の醍醐味であり、やりがいであると感じています。

受験生へのメッセージ

家裁調査官の仕事は、当事者や少年の人生の大事な局面に関わり、問題解決の一助となるものです。一つとして同じ事件はなく、仕事は常に真剣勝負です。

責任が大きく、悩むことも少なくありませんが、その分やりがいがあり、日々の出会いやケースに教えられるながら、家裁調査官自身が成長できる仕事でもあると思います。

みなさんといつかどこかの裁判所で一緒に仕事ができる日を楽しみにしています。



1日のスケジュール

- 8:30 始業
裁判官、書記官、
調停委員と事前評議
- 9:30 調停期日立会
- 12:15 昼休み
- 13:30 調査面接
- 15:30 調査報告書作成
- 17:00 終業

17:15 温泉めぐりへ



Q. 家庭裁判所調査官を志望した理由を教えてください。

大学で家族法を学んでいたときに、家裁調査官という仕事に出会いました。

近年、家庭を巡る問題は複雑困難化しており、法律だけでは割り切れない問題が数多く存在しています。そのような状況において、法律的な枠組みを前提としながら、事件の背景にある人間関係や環境、紛争下にいる子どもの心情等を理解し、それぞれの事案に応じた解決を目指して働く家裁調査官の仕事に魅了され、志望しました。

管理職



名古屋家庭裁判所豊橋支部
主任家庭裁判所調査官

岡田 まみ子

Okuda Mami

■ 略歴

H12 さいたま家裁熊谷支部家裁調査官
H15 長期在外研究(アメリカ)
H16 東京家裁家裁調査官
H19 静岡家裁浜松支部家裁調査官
H24 名古屋家裁豊橋支部主任家裁調査官(現職)

◆現在の仕事

家裁調査官として担当する事件の調査や調停立会をする傍ら、管理職として裁判所組織の運営に関わる事務をしています。

組織運営には、部下の育成指導、事件処理に関するプロジェクトチームへの参画、協議会や研修の企画実施等の仕事がありますが、いずれの事務も裁判官や書記官、事務官との協力が欠かせません。

現場の責任者として、日頃から職員間の意思疎通が円滑に行われるように心掛けています。家庭と仕事の両立や自己研さんを応援する雰囲気を作ることも大切な仕事です。

◆管理職としてやりがいを感じる場面

OJTを通じて部下が専門家として頼もしく成長していく姿を見るのは、何より誇らしく、嬉しいものです。

また、主任家裁調査官は担当事件から社会の要請を直接感じ取る一方、裁判所組織のあるべき姿を考える上で欠かせない大局的な情報にも触れる位置にあります。

ボトムアップとトップダウン、両方向のニーズが交差するところで仕事に取り組めることが、管理職の醍醐味であると感じています。

◆受験生へのメッセージ

裁判所を訪れる人々の切実な心情を受け止め、建設的な思考と主張を助けるのが家裁調査官の仕事ですが、その手段は専ら対一の面接によります。

対話の中に展開するこころの機微に謙虚に向き合える方、豊かな想像力を発揮できる方、相手に冷静に根気強く関心を向け続けられる方を待ちしています。



3度の育児休業取得経験あり ▶ ワーク・ライフ・バランス(P.14)

東京地方裁判所
民事第32部で活躍している
若手事務官と先輩書記官に
対談を行ってもらいました。

対

裁判所 事務官

裁判所 書記官

■略歴
H25 採用
東京地裁事務官(現職)
書記官を目指し勉強中

尾内 沙弥
Onai Saya

対
談

栗田 篤憲
Kurita Atsunori

■略歴
H16 採用(東京地裁事務官)
H19 甲府地裁書記官
H22 東京簡裁書記官
H25 東京地裁書記官(現職)

現在の仕事について教えてください。

栗田 訴状の審査、調書の作成のほか、提出された書面の管理や裁判期日の調整などの民事事件の手續全般についての進行管理を行っています。

尾内 私は、栗田さんを始め、部屋の書記官の皆さんの事務を補助しています。

書記官が法廷に立ち会い、不在にすることも多いので、日頃から、当事者の方と直接窓口で応対したり、電話応対したりもします。

仕事をする上で必要とを感じる知識や能力は何ですか。

栗田 書記官は訴訟手續の専門家なので、大前提として法律の知識は必要となるのですが、当然、法律をすべて暗記しているわけではないですし、まず大事なのは、事件に応じて、必要なときに必要な知識を検索できる力ですね。

また、地裁には様々な事件が係属するので、他の事件と同じ進行方法で良いか、事件に応じて変える必要があるのではないかなどと、先の進行をイメージしながら柔軟に対応していく、想像力や柔軟性という力も必要となってきます。

ほかに、コミュニケーション能力も必要となりますね。書記官としては、例えば、訴状を審査する上で、補正が必要かどうかなどを裁判官と相談をしながら検討しますし、最終的には当事者の方の理解が得られるように説明をする必要があるのです。相手に伝える力というのも非常に重要だと感じます。

事務官としてはどうかな？

尾内 窓口応対や電話応対をする機会が多いので、事務官としてもコミュニケーション能力は重要だと思います。

また、常に問題意識を持って事務に取り組むことが非常に重要だと感じています。

私自身、この仕事はこの方法で良いか、もっと効率的な方法がないかと常に考えながら仕事をするようにしています。

栗田 尾内さんは、疑問に思ったことをきちんと伝えてくれるので、非常に助かっています。問題意識を持ち、ちょっとしたことにも気付ける力というのはとても重要だと思いますよ。

知識や能力はどのように身につけたのですか。

栗田 法律については、採用後にも研修などで十分習得できます。コミュニケーション能力や想像力などについても、研修で同期と討論したり、ロールプレイをしたりしながら、身につけ、向上できますし、それは、研修の場に限らず、日々仕事をする中でも同様ですね。

例えば、訴状を審査する上でも、法律を調べ、裁判官と相談をし、疑

問が生じるとさらに調べ、その上で、自分の考えを裁判官に報告し、当事者の方に説明をするというように、一連の流れの中で、知識の習得を始め、必要な能力の向上を図れる環境にあります。

尾内 書記官の皆さんからも、日頃から、事務についての法律上の根拠を説明していただいたりしていますし、疑問に思ったことがあると、部屋全体で話し合ったり、調べたりという環境にあるので、その中で、知識や能力が身につけていきます。

書記官になるために、勉強会に参加して勉強もしているところです。

最後に、受験生へのメッセージをお願いします。

栗田 事件のどれ一つとして同じものではなく、裁判手續を利用する方の背景事情によって様々です。その方々のために自分たちができることは何かを考え、持てる限りの知識等を駆使しながら関与していくということは、責任も当然ありますが、その分非常にやりがいがあります。

目の前の困っている人と直に接して、問題の解決のための一助になれる仕事、その成果を直に感じられる仕事というのは魅力として非常に大きなところだと思います。

また、裁判所は、先輩職員の見え方が良く、後輩の育成に時間を十分に注ぐ職場ですし、自分の知識や能力をどんどん高めていける環境が整っている組織ではないかと思っています。

人と話をするのが好きで、純粋に人の役に立ちたいというパッションを持っている人はぜひ受験してください。

一緒に働ける日をお待ちしています。

尾内 採用される前に、裁判所の見学セミナーで、裁判所はとても働きやすく、人を大切にする職場、裁判所は人で成り立っている組織だと聞いたんですが、裁判所の職員となってみて、まさにそのとおりだなと思いました。

分らないことは先輩に聞ける環境がありますし、そういう環境が整っている職場って本当にすごいなと思います。

皆さんもぜひ私たちと一緒に働きませんか!!



家庭裁判所 調査官補

家庭裁判所 調査官

東京家庭裁判所
家事調査官室で活躍している
家裁調査官補と先輩家裁調査官に
対談を行ってもらいました。



■略歴
H25 採用

東京家裁家裁調査官補(現職)
家裁調査官養成課程2年目
現在、実務修習中

南野 有沙
Nouno Arisa

対
談

堀田 綾子
Hotta Ayako

■略歴

H16 採用(大阪家裁家裁調査官補)
H18 大阪家裁家裁調査官
H20 松山家裁宇和島支部家裁調査官
H22 神戸家裁尼崎支部家裁調査官
H25 東京家裁家裁調査官(現職)

現在の仕事について教えてください。

堀田 家事事件を担当しています。家事事件は幅広く、家裁調査官は様々な事件にかかわりますが、特に、離婚などでもめているご夫婦間で、お子さんをどちらが育てるか、離れて暮らす親子がどのように交流したらよいかといったことが問題になる事案に關与することが多く、必要に応じて、ご夫婦それぞれと面接したり、ときには、家庭訪問などをしてお子さんの話を聞いたり、お子さんを取り巻く状況を調査するなどしています。

南野 私も、堀田さんがお話したような事件にかかわることが多いのですが、実務修習中ですので、調査は主任家裁調査官や先輩の家裁調査官と一緒に、日々勉強させていただいています。

仕事をする上で必要と感じる知識や能力は何ですか。

堀田 裁判所職員として仕事をする以上、法律の知識を身につけていく必要はありますが、それ以外にも、例えば、お子さんに接する上では、子どもの発達段階に関する知識や紛争下に置かれている子どもの心理状態に関する知識など、心理学、社会学、社会福祉学、教育学といった、事件の調査に当たる上で専門的な知識が必要となってきます。また、同時に、総合職として、裁判所全体を見渡して物事を考える幅広い視野も求められるところです。

さらに、家裁調査官としては、言葉として表現されない気持ちや主張などをきちんとキャッチする力、そして、キャッチしたものを裁判官や書記官、調停委員、さらには紛争の渦中にある当事者の方々と共有できるようにしっかりと伝える力も必要だと感じます。

南野さんは、修習を受けてみてどう感じる?

南野 家裁調査官の仕事は、調査結果を裁判官に報告して問題解決につなげていく必要があるため、こちらが単に理解すればよいわけではなく、理解したものをきちんと言葉にして伝えることがどうしても必要になってくると感じます。堀田さんの言うとおり、伝える力、表現する力が重要だと感じています。

また、考える力というのも重要ではないでしょうか。例えば、離婚などの紛争がどのような経過をたどってきたのかを把握するにも、単に出来事だけを並べて、客観的な事実を把握するだけでなく、問題解決のためには、その人のその当時の感情など、背景事情まで把握し、なぜ、今、このような事態になっているのかということに考えを巡らせ、理解していくことが大事なんだと感じています。



知識や能力はどのように身につけたのですか。

堀田 事件の当事者の方々と面接場面で重要となる共感する力や観察する力は、日々の仕事の中で身につけていくことが多いと思います。専門的な知識についても、研修のほか、自主的に勉強会を開いたり、家裁調査

官同士の全国規模の研究会に参加したりして、深めているところです。

そして、何より、目の前にある事件一つ一つに大切にかかわることで、自分自身も成長させてもらえます。問題を抱えるご夫婦やご家族によって事件も様々なので、いつも同じ方法で解決できるとは限りません。事件一つ一つに最もふさわしいかわり方ができるように、日々トレーニングを重ねることが、自分自身の能力向上につながると感じます。

南野 私は、今まさに実務修習を通じて知識や能力の向上に励んでいるところです。

堀田さんや先輩の家裁調査官から吸収することも多いですし、実務修習では、同期採用の家裁調査官補3人で1組となって取り組んでいるので、自分とは違う学部出身など、様々なバックグラウンドの同期と議論し、自分とは違う視点での意見をもらいながら、知識や能力を高めることができているように感じます。



最後に、受験生へのメッセージをお願いします。

堀田 家裁調査官は、家族が問題を乗り越えていく大事な局面に自分がかかわらせてもらえるという一点を取ってみても、とても素晴らしい仕事だと思います。

物を創り出す仕事と同じくらいクリエイティブとを感じる面もあり、自分自身をも成長させてくれるという点で、すごくやりがいがあります。

私が就職で迷っていたときに、先輩の家裁調査官が、忘れられない少年に出会った話をききながら話してくれたのが今でも印象に残っています。とても楽しそうに仕事をしている姿を見て、家裁調査官という職を選びました。

私たちがかわかることが家族や少年に変化をもたらすきっかけになる一方、彼らの変化や成長していく姿にこちらも支えられ、次も頑張ろうという気持ちにもらえる、そういった瞬間に出会える仕事です。

家裁調査官の仕事に魅力を感じましたら、ぜひ受験を考えてみてください。

南野 少年事件の修習中に、鑑別所にいる少年から反省の手紙をもらい、すごく嬉しかったことを覚えています。私たちがかわかることで、少年が立ち直りに向けて頑張ってみようと思うきっかけになってくれると、本当にやりがいを実感します。

家裁調査官の仕事は、ごく一部かもしれませんが、人の人生の中に入っていく仕事です。人の人生をどこまで理解することができるかは分かりませんが、裁判所にかかわったことでその人の人生が少しでも良い方向に向かっていく転機となる、そのお手伝いができるということは、他の仕事では経験のできない素晴らしいことだと思います。

ぜひ皆さんと会える日をお待ちしています!!

研修・研究制度

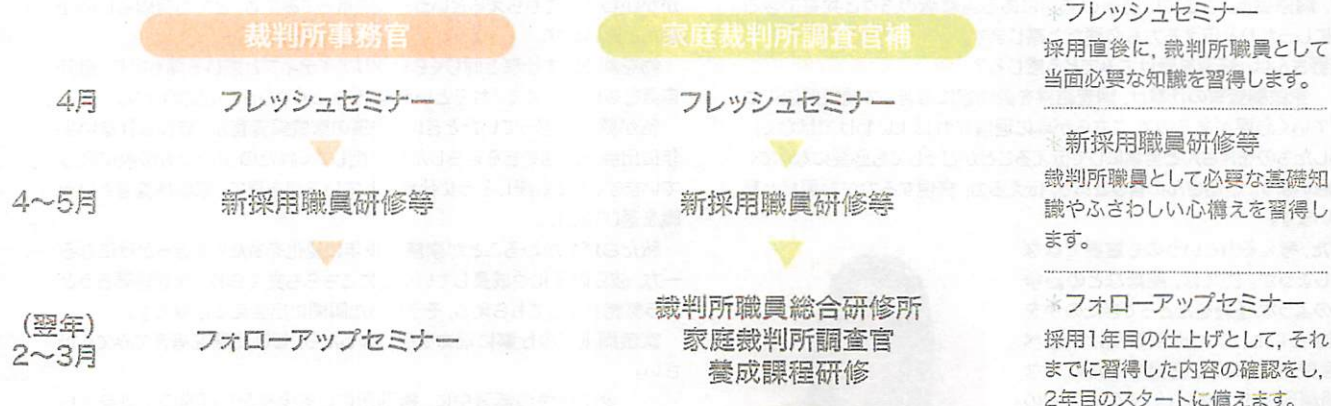
裁判所が適正・迅速な裁判を実現していくためには、裁判所職員一人ひとりが持てる力を十分に発揮することが必要です。それを組織的にサポートするために、担当職務を行うための基礎知識や技能等の習得を目的として、職場研修（OJT）と集合研修（Off JT）とを相互に関連させた効果的な研修制度や研究制度を用意しています。



裁判所職員総合研修所

採用1年目の研修

集合研修（Off JT）



裁判所職員総合研修所入所試験に合格した場合には、翌年度から同研修所で裁判所書記官養成課程研修を受けます。

養成課程研修@裁判所職員総合研修所

埼玉県和光市にある裁判所職員総合研修所は、広大な敷地の中に最新の機器・設備を備え、裁判所書記官、家庭裁判所調査官をはじめとする職種を超えた交流が自然に行われる環境で、充実した研修・研究を行っています。

裁判所書記官養成課程

裁判所事務官等が入所試験に合格すると、約1～2年にわたり法律の理論、実務等についての研修を受け、修了後に裁判所書記官に任命されます。



大阪地方裁判所
裁判所事務官

阿南 愛香

Anan Manaka

平成23年採用

◆研修内容は…

主に、裁判実務に必要な法律知識を学ぶ法律科目と、事件の受付、進行管理、調書作成など実務的な技能を学ぶ実務科目とがあります。

また、これらの知識や技能をより実践的に習得するため、模擬裁判や実務演習などの訓練も積んでいます。

◆法学部出身ではない私でも…

実務経験豊富で熱心な教官の指導の下で基礎から学ぶので、全く心配がありません。

また、全国から集まった年齢や経歴の様々な研修生と議論したり、教え合ったりすることで、自分の気付けなかった点に気付くことができ、理解が深まりますし、話をよく聴き、物事を多面的に考え、それを伝える力が鍛えられます。

◆課業時間後は…

他の研修生と共に、時には教官も交えてスポーツをして汗を流したり、休日には、観光に出かけたりするなど、親睦を深めながら、楽しい研修生活を送っています。

お互いを高め合えるような素晴らしい仲間と共に、信頼される書記官を目指し、日々、前向きに研修に取り組んでいます。



家庭裁判所調査官養成課程

家庭裁判所調査官補として採用されると、約2年間にわたり執務に必要な行動科学や、法律等の理論及び実務についての研修を受け、修了後に家庭裁判所調査官に任命されます。



福岡家庭裁判所
家庭裁判所調査官補

吉岡 洋志

Yoshida Hiroshi

平成26年採用

◆大学で社会学を専攻した私は…

法学はもとより、心理学に関しても知識が十分でなく、当初は研修に付いていけないのか不安でした。しかし、裁判所職員総合研修所には、経験豊かな教官による実務講義や第一線で活躍されている大学教授による講義など、積極的に学ぼうとする気持ちがあれば、それに十分応えてくれる環境があり、当初の不安は次第に解消されました。

◆研修所の魅力は…

全国各地の裁判所から、学生時代の専攻や経験、価値観等異なる者が集まっており、グループ討議などを通じて自分にはない視点や考え方を学ぶことができ、家裁調査官に必要な視野の広さやバランス感覚を磨くことができます。

◆共に学ぶ研修生の存在も…

私にとって大きな刺激となっています。皆、志が高く、常に自己を高めようという意識があります。

このような恵まれた環境の中で、他の研修生と共に切磋琢磨しながら、信頼される家裁調査官を目指し、日々研修に取り組んでいます。



先輩職員からのメッセージは、このほかにも裁判所ウェブサイトに掲載されています。ぜひご覧ください。

裁判所 先輩職員からのメッセージ

検索



実務研修・研究

2年目以降も、職種に応じて、実務能力や専門性の向上等を目的とした研修及び研究を行っています。

裁判所事務官の 研修例

事務官法律研修

事務官専門研修

裁判所書記官の 研修・研究例

書記官ブラッシュアップ研修

書記官実務研究

家庭裁判所調査官の 研修・研究例

家裁調査官実務研修

家裁調査官専門研修

家裁調査官特別研修

家裁調査官実務研究

※ここに挙げたものはほんの一例であり、このほかにも担当職務に必要な研修などを行っています。

語学研修

国際化の進展に伴い、裁判所を訪れる外国人の数は増加しています。裁判所では、英語を主とする外国語研修を実施しています。研修を通じて、外国人への窓口対応や、見学等で来庁した外国人に対する応接に必要な語学力を身に付けることができます。

在外研究

裁判所には職員の在外研究制度があります。在外研究員は海外に派遣され、裁判制度などの研究を行います。主な派遣先には、アメリカ、オーストラリア、フランス、ドイツがあります。

研究レポート

フランス République française



最高裁判所
家庭局調査制度係長
蔵 慎之介
Kura Shinnosuke

■略歴

H15 家裁調査官補として採用

H17 家裁調査官に任官

H23 在外研究(フランス共和国)

H26 最高裁判所家庭局調査制度係長(現職)

私は、平成23年7月から1年間、長期在外研究員としてフランス共和国に派遣され、裁判実務や司法運営の実情等について調査研究を行いました。

具体的には、司法省の国立書記官研修所(ENG)及び国立青少年司法保護研修所(ENPJJ)でフランス人研修生とともに授業を受けたほか、裁判所や青少年保護関連機関等を視察し、現場で働く実務家へのインタビュー調査等を実施しました。

家事事件及び少年事件に関する制度や運用を中心に調査研究を進めましたが、それにとどまらず、民事・刑事分野を含むフランス司法制度全般、フランスの公務員制度とその研修体制等についても幅広く学ぶことができました。

日本とは司法制度や文化社会的背景を異にする点も多いですが、家族や非行の問題に司法の立場からどのように向き合い、専門性を具にする実務家同士がどのように連携しながらケースに関わるのかといった問題意識を持ちながら、直に現場で見聞した経験は、日本の司法制度や実務を考えるに当たって有益な視点を与えてくれました。

また、現地で共に学んだ研修生とは帰国後も交流が続いており、私にとって得難い財産になっています。

私は、現在、家庭裁判所調査官の制度や職務状況について調査等を行う部署で勤務しています。このような部署で企画、立案等をするに当たっては、多角的な視点が不可欠であり、在外研究の経験が活かされる一場面だと感じています。



ENGのクラスメートと



ENPJJのクラスメートと

待遇

給与 国家公務員試験採用者と同じです。

■ 初任給

総合職試験(院卒者区分)	240,248円
総合職試験(大卒程度区分)	213,816円
一般職試験(大卒程度区分)	203,196円
一般職試験(高卒者区分)	165,318円

■ 諸手当

期末・勤勉手当(ボーナス)

1年に俸給月額などの約3.95箇月分

住居手当・通勤手当・扶養手当・超過勤務手当等

*初任給は、東京都特別区内に勤務する場合の例です。

*記載の内容は平成26年4月1日現在のものであり、変更される可能性があります。
最新の情報は裁判所ウェブサイトをご覧ください。

勤務時間・休暇

国家公務員試験採用者と同じ制度が整備されています。

■ 勤務時間 1日7時間45分

■ 休日 土曜日・日曜日、祝日及び年末年始

■ 休暇 年次休暇 年間20日

4月1日採用の場合、採用年は15日

残日数は20日を限度として翌年に繰越し

特別休暇(夏季、結婚、出産、忌引等)

病気休暇

介護休暇

福利厚生

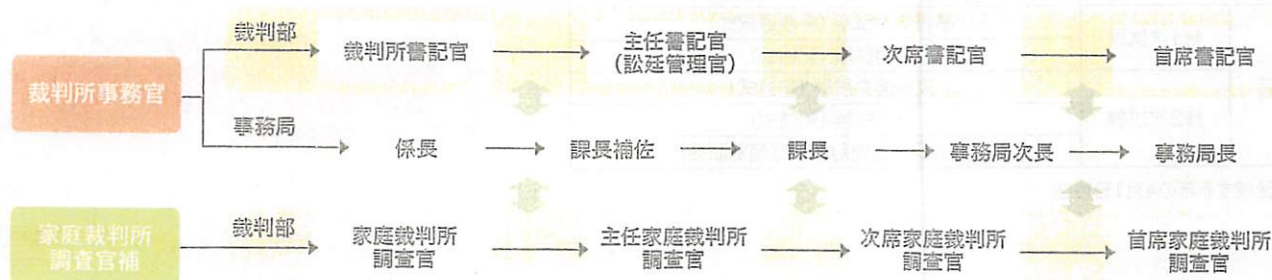
共済組合制度が設けられており、職員とその家族の生活の安定と福祉の向上を図るために、医療保険及び年金制度が用意されています。

また、裁判所共済組合や国家公務員共済組合連合会が運営する各種の福祉事業を利用することができます。

キャリアパス

採用試験の種類(総合職試験・一般職試験)にとらわれることなく、**成績主義・能力主義**に基づく人事管理が徹底されています。日々のOJTや研修等によりスキルアップを図ることができ、職員の意欲と能力に応じた多様なキャリアパスが開かれています。

昇進の具体的なイメージは次のとおりです。異動・昇進は裁判部と事務局相互間でも行われます。



ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

以下のようなワーク・ライフ・バランスを推進するための各種制度が設けられており、男女を問わず、多くの職員が活用しています。

裁判所は、男女ともに働きやすい環境づくりに取り組んでいます。

- 育児休業
- 配偶者出産休暇
- 育児参加休暇
- 子の看護休暇
- 育児・保育時間
- 早出遅出勤務
- 育児短時間勤務
- 介護休暇 など



名古屋家庭裁判所豊橋支部
主任家庭裁判所調査官

岡田 まみ子
Okada Mamiko

◆ 育児休業を経験して

家裁調査官になって20年余り、長男、二男、長女の出産と育児休業を挟み、管理職になりました。

私の仕事に対する家族の理解や協力は、子育てを支援する各種制度が職場に整っているからこそ得られたものです。長い間には大変な時期もありましたが、周囲にはいつも、先輩の助言やお手本がありました。

裁判所には、職員のキャリアと生活、両方を応援する土壌があります。

採用試験

平成27年度試験から、試験の名称が変わりました。

- 総合職試験(法律・経済区分) → **総合職試験(裁判所事務官)**
- 総合職試験(人間科学区分) → **総合職試験(家庭裁判所調査官補)**
- 一般職試験 → **一般職試験(裁判所事務官)**

裁判所事務官

		総合職試験（裁判所事務官）		一般職試験（裁判所事務官）	
		（院卒者区分）	（大卒程度区分）	（大卒程度区分）	（高卒者区分）
受験資格		30歳未満（※）であって、 院卒及び院卒見込みの者	21歳以上 30歳未満（※）の者	21歳以上 30歳未満（※）の者	高卒見込み及び 卒業後2年以内の者 （中学卒業後2年以上 5年未満の者も受験可）
試験内容	第1次試験	基礎能力試験（多肢選択式）			
		専門試験（多肢選択式）			作文試験
	第2次試験	政策論文試験（記述式）		論文試験（小論文）	
		論文試験（小論文、特例希望者のみ）			
		専門試験（記述式）		専門試験（記述式）	
		人物試験（個別面接）		人物試験（個別面接）	
	第3次試験	人物試験（集団討論及び個別面接）			

一般職試験(社会人区分)は、採用予定がある場合に実施します。

家庭裁判所調査官補

		総合職試験(家庭裁判所調査官補)	
		(院卒者区分)	(大卒程度区分)
受験資格		30歳未満(※)であって、 院卒及び院卒見込みの者	21歳以上 30歳未満(※)の者
試験内容	第1次試験	基礎能力試験(多肢選択式)	
		専門試験(記述式)	
	第2次試験	政策論文試験(記述式)	
		専門試験(記述式)	
		人物試験(集団討論及び個別面接)	

裁判所ウェブサイトの「裁判所職員採用試験」のページに、試験内容の詳細を掲載しています。

そのほかにも、受験から採用までの流れ、過去の試験問題、説明会のお知らせなど、最新の情報をたくさん掲載していますので、ぜひご覧ください。

※年齢は、受験する年の4月1日現在

FAQ (よくある質問)

Q. 総合職試験と一般職試験の違いを教えてください。

総合職試験は、政策の企画立案に係る高い能力を有するかどうかを、一般職試験は、的確な事務処理に係る能力を有するかどうかを重視して行う試験です。

なお、裁判所では、従前から、**成績主義・能力主義に基づく人事管理が徹底されています**ので、採用試験の種類にかかわらず、その能力や勤務成績次第で昇進の道が大きく開かれています。

Q. 大学で法律学を専攻していないと合格することは難しいのですか。

総合職試験(裁判所事務官)、一般職試験(大卒程度区分)は、試験科目に法律科目が含まれていますが、いずれも細かな専門知識の有無だけを問うものではありませんので、法律学を専攻していない方も多く合格しています。

なお、第1次試験専門試験(多肢選択式)では、刑法と経済理論のいずれか一方を選択することができます。

また、総合職試験(家庭裁判所調査官補)に関しては、専門試験で法律学を選択せずに受験することができます。

裁判所では、法学部のほか、経済学部、文学部、教育学部、理学部等、様々な学部出身者が活躍しています。

また、事務官法律研修や裁判所職員総合研修所の養成課程研修など、採用後に法律知識を習得する機会もあります。

Q. 総合職試験(裁判所事務官)の特例制度とは何ですか。

申込みの際に特例を希望することで、総合職試験(裁判所事務官)と一般職試験(大卒程度区分)の両方を受験できる制度です。各試験種目を有効に受験すると、総合職試験に不合格となった場合に、一般職試験受験者としての合否判定を受けることができます。特例の希望の有無が合否に影響することはありません。

Q. いわゆる官庁訪問のように、勤務希望地にある裁判所を訪問する必要はありますか。

裁判所では、いわゆる官庁訪問のように裁判所を訪問する必要はありません。

Q. 受験の申込方法を教えてください。

申込方法は、インターネット又は郵送となりますが、できるだけインターネット申込みを利用してください。詳細は受験案内を参照してください。

なお、総合職試験及び一般職試験(大卒程度区分)の受験案内は2月末頃、一般職試験(高卒者区分)の受験案内は5月末頃から裁判所ウェブサイトに掲載するとともに、全国の裁判所で配布します。

Q. 希望する任地に採用されるのでしょうか。

総合職試験(裁判所事務官)及び一般職試験の合格者は、第1次試験の受験地を管轄する高等裁判所の管轄区域内の裁判所の中から採用庁が決定されます。

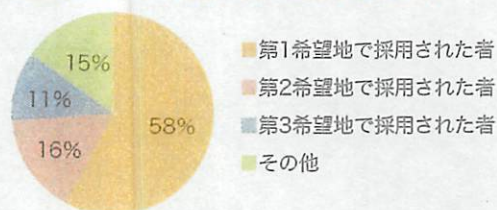
なお、総合職試験(裁判所事務官)の合格者については、採用辞退等の場合を除き、全員採用しています。

総合職試験(家庭裁判所調査官補)の合格者は、全国の大規模の家庭裁判所の中から採用庁が決定されます。

採用庁の決定に当たっては、本人の希望も考慮しますが、各裁判所の欠員状況などもありますので、必ずしも希望どおりになるとは限りません。

下のグラフは、平成25年度一般職試験に合格し、平成26年4月1日までに採用された者について、希望地別の採用割合を示したものです。

採用者の約8割が希望地で採用されています。



平成27年度試験から、総合職試験(裁判所事務官)についても、一般職試験と同様、第1次試験の受験地を管轄する高等裁判所の管轄区域内の裁判所の中から採用庁を決定することになりました。

特例の希望の有無が合否に影響することはありませんので、ぜひ総合職試験にチャレンジしてください!!

Q. 採用後の異動について教えてください。

総合職試験(裁判所事務官)に最終合格して採用された場合は、第1次試験の受験地を管轄する高等裁判所の管轄区域内及び最高裁判所で勤務することになります。

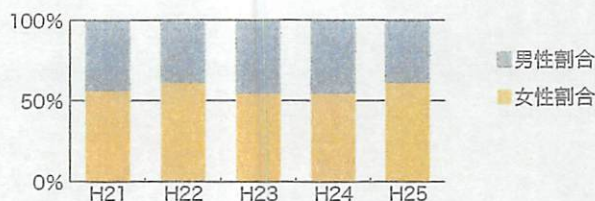
一般職試験に最終合格して採用された場合は、第1次試験の受験地を管轄する高等裁判所の管轄区域内で勤務することになります。なお、能力と勤務成績次第で、総合職試験(裁判所事務官)と同様の異動が行われることもあります。

総合職試験(家庭裁判所調査官補)に最終合格して採用された場合は、全国の家庭裁判所等で勤務することとなります。

Q. 採用者の男女比はどうなっていますか。

右のグラフが示すとおり、過去5年間における新規採用者の女性の割合は50%を超えています。

裁判所では、現に多くの女性職員が活躍しています。



採用試験に関する詳細は、裁判所ウェブサイトに掲載されています。ぜひご覧ください。

裁判所職員採用試験

検索



裁判所職員採用試験

検索



最高裁判所事務総局人事局任用課

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

TEL.03-3264-8111(大代表)

<http://www.courts.go.jp/>

